

公募型見積合わせの執行について

令和 7 年 9 月 3 日

大阪市生野区長 筋原 章博

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件番号	7-44
(2) 案件名称	第 52 回生野まつりに係る一般産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（概算契約）
(3) 履行内容	別添仕様書のとおり
(4) 履行期限	別添仕様書のとおり
(5) 履行場所	別添仕様書のとおり
2 日程及び場所	
(1) 見積書提出期間	令和 7 年 9 月 3 日(水) ～ 令和 7 年 9 月 17 日(水) 午後 3 時 00 分まで
(2) 参加資格審査資料等提出期間	同上
(3) 仕様書に関する質問期間 及び質問方法	令和 7 年 9 月 3 日(水) ～ 令和 7 年 9 月 9 日(火) 午後 5 時 30 分まで 仕様書に関する質問については、 ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp にメールにて行うこと。 ※案件番号、案件名称を明記してください。
(4) 質問回答方法	質問の回答は、令和 7 年 9 月 11 日(木)にホームページ上に回答する。
(5) 申込場所	生野区役所企画総務課（大阪市生野区勝山南 3-1-19） ※提出は、区役所 4 階 46 番に設置されている見積書投函箱への直接投函に限る。
(6) 契約相手方通知日	令和 7 年 9 月 18 日(木)までに電話にて回答 ※契約相手方のみ
3 参加資格	
(1) 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に種目一覧承認種目「大分類 01:建物等各種施設管理—中分類 16:廃棄物処理—小分類 01:一般廃棄物（収集・運搬）」、「大分類 01:建物等各種施設管理—中分類 16:廃棄物処理—小分類 03:産業廃棄物（収集・運搬）」及び「大分類 01:建物等各種施設管理—中分類 16:廃棄物処理—小分類 04:産業廃棄物（処分）」で登録していること。 (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。 (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (5) 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を受けていること。 (6) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項及び第 6 項に規定する次にあげる許可を有すること。 ・産業廃棄物収集運搬業の許可 当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と降ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の許可 ・産業廃棄物処分業の許可 当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の許可 産業廃棄物の許可項目：「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず」 (7) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター管理の電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者及び処分業者として加入していること。	

4 参加申し込み等	
(1) 申込書類	・事業請負申込書 ・「大阪市一般廃棄物収集運搬業許可証」の写し ・「廃棄物収集運搬業許可証」の写し及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し ・電子マニフェストの加入証の写し 上記を1セットで提出すること。
(2) その他提出書類	誓約書 ※誓約書については契約の相手方となった場合に速やかに提出すること。なお、参加申込み時の提出も可とする。
(3) 申込書類等の配布場所	事業請負見積書、誓約書については、ホームページにて配布
5 契約担当課（公募型見積合わせの手続き等に関する質問先）	
生野区役所企画総務課	大阪市生野区勝山南 3-1-19 生野区役所 4 階 （担当：山野・田中）電話 06-6715-9004
6 事業担当課	
生野区役所地域まちづくり課	大阪市生野区勝山南 3-1-19 生野区役所 4 階 （担当：西本・中村）電話 06-6715-9734
7 その他事項	
(1) 公募型見積合わせの参加申込みの見積書は契約担当課で配布するが、それ以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。 (2) 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。 (3) 見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。 (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。 (6) 契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書」を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約の締結を行わないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった契約の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。	